



事務連絡  
令和5年2月10日

日本製薬団体連合会安全性委員会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

### 「「使用上の注意」の改訂について」の訂正について

令和5年1月17日付け薬生安発0117第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知「「使用上の注意」の改訂について」の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正後の別紙13については別添のとおりですので、差し替え方お願いいたします。

#### 記

該当箇所	誤	正
別紙13 の現行及び改訂案	相談すること  服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、歯科医師又は薬剤師に相談すること  まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。 (新設)	相談すること  服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、 <u>歯科医師、薬剤師又は登録販売者</u> に相談すること  まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。 (新設)  <u>*マーカー部は、解熱鎮痛薬のうちイブプロフェンを含有する製剤にのみ記載</u>

※下線部修正

別紙

【薬効分類】かぜ薬

解熱鎮痛薬

【医薬品名】アセトアミノフェン含有製剤（経口剤、坐剤）（一般用医薬品）

【措置内容】以下のように使用上の注意を改めること。

下線は変更箇所

現行	改訂案				
<p>相談すること</p> <p>服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、歯科医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること</p> <p>まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。</p> <p>(新設)</p>	<p>相談すること</p> <p>服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、歯科医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること</p> <p>まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。</p> <table border="1"><thead><tr><th>症状の名称</th><th>症 状</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>薬剤性過敏症症候群</u></td><td><u>皮膚が広い範囲で赤くなる、全身性の発疹、発熱、体がだるい、リンパ節（首、わきの下、股の付け根等）のはれ等があらわれる。</u></td></tr></tbody></table>	症状の名称	症 状	<u>薬剤性過敏症症候群</u>	<u>皮膚が広い範囲で赤くなる、全身性の発疹、発熱、体がだるい、リンパ節（首、わきの下、股の付け根等）のはれ等があらわれる。</u>
症状の名称	症 状				
<u>薬剤性過敏症症候群</u>	<u>皮膚が広い範囲で赤くなる、全身性の発疹、発熱、体がだるい、リンパ節（首、わきの下、股の付け根等）のはれ等があらわれる。</u>				
<p>*マーカー部は、解熱鎮痛薬のうちイブプロフェンを含有する製剤にのみ記載</p>	<p>*マーカー部は、解熱鎮痛薬のうちイブプロフェンを含有する製剤にのみ記載</p>				